

愛知県カヌー協会 専門委員会規程

- 第1条 愛知県カヌー協会規約第18条並びに第19条の規定に基づき、専門委員会を設ける。
- 2 専門委員会は、次の4委員会とする。
- (1) 総務委員会
 - (2) スプリント委員会
 - (3) スラローム委員会
 - (4) ポロ委員会
- 第2条 専門委員会は、愛知県カヌー協会が行う次の事項について審議し、理事会に意見を具申すると共に、理事会の諮問に応ずる。
- (1) 選手強化・競技力の向上に関する事
 - (2) 各種大会の企画・立案、開催に関する事
 - (3) 国体予選に関する事
 - (4) 国体・全国大会への出場選手の選考、役員の派遣に関する事
 - (5) 競技場・競技備品の整備に関する事
 - (6) 指導者・審判員の養成および資格認定に関する事
 - (7) 後援・協賛・協力事業に関する事
- 2 専門委員会は、理事会の委任事項を調査研究・審議決定したときは、その結果を速やかに理事会に報告しなければならない。
- 第3条 専門委員会は、次の委員を以って組織し、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
- (1) 会長が指名する理事
 - (2) 会長が指名する学識経験者及び競技経験者
- 第4条 専門委員会は、委員長1名と委員若干名で構成する。
- 2 委員長は専門委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。
 - 3 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
 - 4 補欠または増員により選任された委員の任期は、前任者または現任者の任期とする。
 - 5 委員長及び委員は、任期終了後においても後任者が就任するまで、職務を継続する。
- 第5条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集して開催し、委員長が議長となる。
- 2 専門委員会は、委員の半数が出席しなければ開会できない。ただし同一事項で再度招集したときはこの限りでない。
- 第6条 専門委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

附 則

- 1 本規程は、愛知県カヌー協会理事会の議決により変更することができる。
- 2 この規程は、平成13年3月14日から施行する。
- 3 改正後の規程は、平成21年4月1日から施行する。